

## 船舶事故調査報告書

平成30年10月24日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成29年12月30日 11時00分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市沖ノ島南方沖 友ヶ島灯台から真方位125° 1,600m付近 (概位 北緯34° 16.4′ 東経135° 00.9′)
事故の概要	遊漁船 <sup>ほうしん</sup> 宝伸丸は、東進中、また、プレジャーボートオールシャフトは、漂泊中、両船が衝突した。 オールシャフトは、船長及び同乗者が負傷し、左舷中央部に亀裂等を生じ、宝伸丸は、船首下部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成30年1月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 宝伸丸、4.7トン WK3-23112（漁船登録番号）、個人所有 12.00m (Lr) × 3.16m × 1.05m、FRP ディーゼル機関、250.10kW、平成8年10月26日 第252-21520号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート オールシャフト、5トン未満 252-14937大阪、個人所有 6.10m (Lr) × 1.60m × 0.55m、FRP ディーゼル機関、33.10kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年11月21日 免許証交付日 平成27年6月24日 (平成32年10月6日まで有効) B 船長B 男性 39歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年6月26日 免許証交付日 平成29年6月6日 (平成34年6月5日まで有効)
死傷者等	A なし

	B 軽傷 2人（船長B及び同乗者）
損傷	A 船首下部に擦過傷 B 左舷中央部に亀裂、凹損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期、潮流 南流約1.6ノット(kn)
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、由良瀬戸での遊漁を終え、平成29年12月30日10時40分ごろ沖ノ島西南西方沖1.5海里(M)付近を発進し、和歌山市加太港に帰る目的で約5～6knの対地速力で東進していた。</p> <p>船長Aは、操舵スタンド後方の右舷寄りに立ち、船首方を向いた姿勢で舵輪を持ち、時折、左隣に立っていた釣り客（以下「釣り客A<sub>1</sub>」という。）と会話をして航行していたところ、11時00分ごろ船首付近で音がしたので、機関を後進としてA船を後退させた際、船首を北方に向け、右舷側を下にした横転状態のB船を船首方に認め、A船とB船が衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、B船が右舷側に更に傾斜して転覆した後、B船の船底上に船長B及びB船の同乗者（以下「同乗者B」という。）を認め、A船をB船に接舷させて2人をA船に移乗させた。</p> <p>船長Aは、本事故の発生を海上保安庁に携帯電話で通報したのち、加太港に帰航中の仲間の遊漁船が本事故の発生に気付いてA船に近づいてきたので、船長B及び同乗者Bを加太港に送るよう依頼し、自らはA船でB船をえい航して加太港に向かった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者Bを乗せ、兵庫県洲本市<sup>すもと</sup>生石鼻<sup>おいし</sup>西南西方沖で釣りを行う目的で、船長Bが操縦席に、同乗者Bが左舷船尾部にそれぞれ腰を掛け、10時00分ごろ大阪府岬町<sup>ふし</sup>深日<sup>ふかひ</sup>港<sup>たにがわ</sup>谷川泊地を出発した。</p> <p>船長Bは、北西寄りの風が強かったので、島陰に避難して目的地に行くかどうかを考えることとし、他船がない沖ノ島南方沖に10時50分ごろ到着した。</p> <p>船長Bは、周囲を見てB船の近くに他船がないことを確認し、また、B船の西方700～1,000m付近の沖ノ島南西方沖に小型船舶が集まっていることを認め、B船の船首を北方に向け、機関を中立運転として漂泊させた。</p> <p>船長Bは、休憩しようとしたところ、携帯電話に知人から着信があり、釣果を聞かれたものの、到着して間もないことを告げて電話を切り、下を向いて釣りの仕掛けを作り始めたところ、11時00分ごろ、激しい衝突音を聞くとともに衝撃を受けた。</p> <p>B船は、左舷中央付近に接触した状態のA船によって右舷方にしばらく押され、右舷側に横倒しになったところで船長B及び同乗者Bが</p>

	<p>落水し、更に傾斜を続けて転覆した。</p> <p>船長Bは、転覆したB船の船底に同乗者Bを押し上げ、自らも船底に上がり、その後、B船に接舷したA船に同乗者Bと共に移乗し、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、A船の仲間の遊漁船に移乗して加太港に着き、救急車で和歌山市所在の病院に搬送され、船長Bが頸部挫傷、同乗者Bが仙骨骨折の疑い、右大腿打撲傷等とそれぞれ診断された。</p> <p>B船は、A船にえい航されて加太港に向かう途中、来援した巡視艇に引き継がれ、和歌山県和歌山下津港和歌山第1区に到着した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、沖ノ島西南西方沖を発進する際、A船の周囲に遊漁や釣りを行っている遊漁船やプレジャーボートが多数いることを認めていたが、進行方向には航行の支障となる他船を認めなかった。</p> <p>船長Aは、B船が漂泊していた場所が、水深が浅くて魚が集まる所ではなく、ふだんから操業する漁船やプレジャーボート等を見掛けたことがなかったので、本事故当時、他船がいるとは思っていなかった。</p> <p>船長Aは、本事故当時、救命胴衣を着用していなかった。また、釣り客A<sub>1</sub>ほか3人の釣り客は、全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、沖ノ島西方沖に集まっていた小型船舶の中の1隻がA船であったと本事故後に思った。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、本事故当時、共に救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、沖ノ島南方沖を東進中、船長Aが、沖ノ島西南西方沖を加太港に向けて発進する際、進行方向に航行の支障となる他船がないことを確認し、前路に他船がないものと思い、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、沖ノ島南方沖に漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、沖ノ島南方沖は水深が浅くて魚が集まる所ではなく、ふだんから他船を見掛けたことがなかったことから、B船がないものと思って航行していたものと考えられる。</p> <p>B船は、沖ノ島南方沖で漂泊中、船長Bが、下を向いて釣りの仕掛けを作り始め、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、北西寄りの風が強かったので、沖ノ島南方沖に避難して目的地に行くかどうかを考えることとし、到着した際にB船の西方に</p>

	<p>小型船舶が集まっていることを認めたものの、B船の近くに他船を認めなかったことから、下を向いて釣りの仕掛けを作り始めたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、沖ノ島南方沖において、A船が東進中、B船が漂流中、船長Aが、前路に他船がないものと思い、船首方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、下を向いて釣りの仕掛けを作り始め、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航行中の船舶の船長は、ふだんから他船を見掛けない海域であっても、他船がないと思わず、常に周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・ 漂流中の船舶の船長は、他の作業に専念せず、周囲の見張りを適切に行い、接近する他船の早期発見に努めること。</li> <li>・ 船長は、暴露甲板に乗船している者に対し、救命胴衣等の着用を徹底するとともに、自らは救命胴衣等の適切な着用を努めること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

